

小平市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

1. 実施の概要

期 間	平成 26 年 11 月 14 日～平成 26 年 12 月 13 日	
意見応募者数	10 名 男性 3 人 女性 5 人 不明 2 人 市内在住 8 人 市内在住/子育て中/子育て支援関係者 1 人 市内在勤 1 人	
提出の方法	持参	2 人
	送付	—
	ファックス	—
	メール	—
	市のホームページ	8 人

2. 意見等に対する対応状況

反映済み	2 件
反映	2 件
反映しない	3 件
参考意見	13 件
その他	1 件

### 3. 意見等への対応

番号	意見等	検討結果	対応
1	事業計画の中の「仕事と家庭の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」にも働きやすい環境が求められると書いてあります。単に長時間保育を求めるのではなく、適正な労働時間と家庭生活時間のバランスがとれることが理想です。各方面への働きかけをお願いします。	本計画（素案）の当該箇所についての肯定意見として受け止めさせていただきます。	参考意見
2	計画の中に、ぜひともしつけについても明記してほしい。社会的な道徳や家庭教育の重要性も親の義務として必要なことから・・・	本計画（素案）は、子どもが健やかに成長できる環境の整備や保護者を支援する事業の提供体制の確保等を図るもので、家庭内のしつけについて言及するものではないため、ご意見として承ります。	参考意見
3	就学前保育施設について、日祝も通常対応してもらえる施設の検討はできないでしょうか。 土日祝こそ労働力を必要＝保育を必要とする職業もあります。	ニーズ調査の結果を踏まえて研究するとともに、今後多様なニーズの把握に努めてまいります。	参考意見
4	保育所が選べるようになると思います。 現状は空いた所に入れるしかないのです。	本計画（素案）に基づき、認可保育所等の新設を進めることで、保育の定員の拡充を図ってまいります。	反映済み
5	計画書12ページの「東京都認証保育所の状況」のグラフから読みとれることは、表面的には保育事情が低年齢化しているということですが、実際には保育受け入れキャパの関係で「3歳以上からは人気保育所には入れないから、理由をつけてでも2才までに入れてほしい」という事情があると推測されます。 したがって、低年齢化に即した施策を行うと人気保育園に入れるためにさらなる低年齢化が促進されてしまう恐れがあります。 そういう意味では、市が取るべき施策は「3歳以上からでも保育所に	ニーズ調査の結果を踏まえ、現状の定員では0～2歳児の今後の保育需要を満たせず、一方3～5歳児においては保育需要を満たせるという予測が立っています。確保方策として、認可保育所を中心に0～2歳児の定員を拡充していくと同時に、幼保連携型認定こども園の整備による定員増も図ってまいります。	参考意見

	<p>入れる枠がある」ことを安心させるべく、保育所への指導として3,4,5才から入りたい人向けに一定の枠を準備させておくことではないでしょうか。</p> <p>そうしない限り、保育所に入りたい親は本人が臨まなくてもどんどん低年齢で保育所に入れざるを得なくなり、親側は保育所にいれる要件を満たすためにあえて働き始めるのを早め、保育所側は需要増加で負荷がどんどんあがり、待機児童もどんどん増えていくということになります。この施策は枠が開き始めて効果が出るまで数年かかります。兆候が見えている今、この施策をスタートさせるべきだと思います。</p>		
6	<p>認可保育園が増えているとあるが、鈴木保育園は閉園となる。庭も広く建物の耐震も問題ないので、跡地について引続き保育施設または保育事業に活用してほしい。何よりも子どもの成長が優先されるべきであり、事業者による経済産業として捉えるものではないと思う。安心して子どもを産める小平市にしてください。</p>	<p>鈴木保育園については、私立保育園に移行する中で、0歳児保育を開始して保育の拡充を図ってまいります。建物や敷地については、その有効活用を検討してまいります。</p>	参考意見
7	<p>4月からの施行に対し、不明な点が多い。国の方針が決まらないのであれば、小平市は独自で現状を維持してほしい。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の趣旨に沿って、地域の実情に応じて、子育てを支援する事業を進めてまいります。</p>	反映済み
8	<p>二男は立川市の幼稚園に通っています。来年度は子ども園の制度がなくなるそうです。働いているのは、親なので親の都合かもしれません。私は転園させませんが、やはり補助額が変化することで、転園させざるをえない人や仕事を変えざるをえない人、働けなくなる人も出るのではないかと思います。新制度への変化は仕方のないことで良くするために考えられているのかもしれませんが、大きな変化ならば、前年度から引き続く園児には、同等の補助を確約して欲しいものと思います。</p>	<p>本市から私立幼稚園に通う園児の保護者に対する補助は、就園奨励費補助金と保護者補助金があります。子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園については、現行どおりの補助方法を考えています。</p>	参考意見

9	<p>私自身幼稚園教諭をしております。保育の質を高めるため日々努力しています。支援の質の向上の中に職員の処遇改善とあります。長くつとめて頑張ってきましたが、同じ世代、勤務年数のOLの方の給料とくらべられない位です。やりがいもあり、職場、家族の協力のもと頑張ってきました。私は今年度で退職しますが、働く社会を支援するならば、その場所で働く人への処遇の改善となる補助を国に求めたいです。そうしないと、今後つづいて頑張っていく人へ応援できません。</p>	<p>幼稚園職員の処遇改善については、子どもの育ちの支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の中で質の向上を図るものの一つとして挙げられています。</p> <p>各幼稚園において、より一層の処遇改善を図ることができるよう、本市も国の施策に従い、支援を行ってまいります。</p>	参考意見
10	<p>幼児期の教育・保育については、今年度も0・1・2歳児の保育園への待機児が出ており、さらなる保育所の整備が必要です。新制度における保育所のあり方は、認定こども園や小規模保育・家庭的保育など多様な受け皿を設けているようにも見えますが、保育士資格の有無や保育士の配置基準などが緩和されたり、施設面でも園庭がなかったりと保育の質の低下が懸念されるので、小平市においてはそのようなことがないように、今後も量・質ともに充実されることを望みます。また、児童福祉法24条第1項「市町村保育実施義務」を守って、どの子ども等しく保育が受けられるようにお願いします。</p>	<p>本計画（素案）に基づき、0～2歳児を中心とした定員の拡充を図ると同時に、保育施設の設備や運営の基準となる法令の遵守による保育環境の維持及び保育の質の向上を引き続き進めてまいります。</p>	参考意見
11	<p>認可保育所の増設計画および保育所待機児の人数から考えると、今後5年間で5クラブという学童クラブの増設計画は少なすぎると考えます。新設する学童クラブは、定員・専有面積などに関してこの度新しく策定された設置基準に沿うものとなると思いますが、それでは学童クラブ増設の計画が保育所のそれと矛盾することになるのではないかと懸念しています。ぜひ、学童クラブの増設計画を今よりも増やしていただくよう希望します。</p>	<p>本計画（素案）は、ニーズ調査の結果を踏まえて、量の見込みを算出し、これに基づく確保方策として、5年間で5クラブとしました。</p> <p>しかしながら、学童クラブは、これまでどおり待機児童を出さないという観点から、55ページにある「学童クラブの設置に関する考え方について」のとおり、入会状況に応じて設置してまいります。</p>	参考意見

1 2	<p>現在三年生の子がいます。</p> <p>四年生以降も学童が利用できたらと思います。</p> <p>我が子は三年生になり、学童をお休みしてお友達と遊ぶ日も増えましたが、日の落ちるのが早いこの頃は、学童を選ぶようになりました。</p> <p>親子とも、愛のチャイム後、1人の自宅より、学童の方が安心です。</p> <p>また、長期休暇中は午前中だけでも学童に行き、みんなで昼食をとらせてもらえたらと思います。</p>	<p>ニーズ調査の結果を踏まえ、現行の入会条件で児童の受入れを行います。</p> <p>高学年の児童の放課後の居場所については、同一の小学校内で活動している放課後子ども教室や児童館、子ども広場などが活用できると考えています。</p> <p>しかしながら、将来的には、施設や職員体制を整備することを前提に、6年生までの受入れを考えております。</p>	参考意見
1 3	<p>4年生以降の受け入れはしないとなっているので、希望する児童については、受け入れを進めて下さい。</p> <p>障がい児についても、現在の体制（指導員・設備）では、なかなか2名枠を撤廃できないと思いますので、条件整備をして受け入れをしてください。事業計画の障がい児施策の充実のなかでも「学童クラブ等での障がい児の受け入れを推進し」とあります。</p>	<p>4年生以降の受入れについては、No. 12の回答のとおりです。</p> <p>障がい児の受入れについては、現行の運営体制から、すべての施設において2名枠を撤廃することは、難しいものと考えております。現在各学童クラブの状況に応じて、柔軟な受入れができる施設から実施しており、引続き受入れの推進に努めてまいります。</p>	参考意見
1 4	<p>私は小平市の小学校に長男を通学させています。今年小学2年です。</p> <p>フルタイムでの仕事をしていますので学童保育にとってもお世話になっています。指導員の皆さんとても良い方で助かっています。職場の方にも問題はありますが、週一回は、6時帰りにしており自分が子どもより遅くなる日があります。冬場は暗くなるのも早く、もう少し長くみてもらえると助かります。振替休日の場合、8:30から学童なので、通常の学校の登校時間に合わせて出勤時間を調整してもらっているの、学校の登校時間と同じにってもらえると助かるなど感じます。</p>	<p>指定管理者が運営している学童クラブは、午後7時まで開設していますが、直営の学童クラブは、現行の職員体制から午後6時までとしており、延長保育の実施については、現在のところ考えていませんが、将来的には、職員体制を整備することを前提に、延長保育の実施を考えています。</p> <p>振替休日の開始時間については、直営の学童クラブでは午前8時30分ですが、夏休み等長期休業期間中は、午前8時15分から開設していることもあり、同時刻に変更できないか今後検討してまいります。</p>	参考意見

15	<p>学童クラブについては、待機児を出さないという市の方針で受け入れを行っていただけており、保護者としては、感謝しているところです。</p> <p>ただ、現在定員を20名以上オーバーしている学童クラブが複数あり、「2年連続の20人超え」を待つことなく対処していただけないと思います。事業計画では5年で5か所増やすとなっていますが、早めの対応をお願いします。</p>	<p>学童クラブの増設については、No. 11の回答のとおりです。</p>	参考意見
16	<p>54ページ</p> <p>事業概要に「放課後に小学校の余裕教室等を利用」とありますが、学童クラブ室は専用施設であるため、誤りではないでしょうか。</p>	<p>「放課後に小学校の余裕教室等を利用」の表現については、借用して運営している学童クラブ室もあるため、このように表記しております。</p>	反映しない
17	<p>55ページ</p> <p>「量の見込みと確保方策」は平成17年策定と書かれているように見えます。現在は平成26年であり約10年前の推計資料に基づいて計画を立てるのは、不適切ではないでしょうか。担当課と議会は、5年で推計の見直しを行い、それを市政に生かすべきです。</p> <p>※印の部分が表と関係ないのであれば、1行開ける必要があります。</p>	<p>※印の部分と表については、ご指摘のとおりのため、ご意見を踏まえ対応いたします。</p> <p>量の見込みは、子どもの人口の推移や平成25年度に行ったニーズ調査をもとに算出しており、それに対する確保数等を示したものが、確保方策となっています。本計画（素案）は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としており、次の計画期間についても、ニーズ調査を実施する等、実態に即した推計を立て、提供体制の確保に努めてまいります。</p>	反映
18	<p>59ページ</p> <p>体育館準備室を利用した放課後子ども教室事業は存在しません。学童クラブが体育館準備室を使っているだけです。この書き方では、学童クラブ以外に体育館準備室を使っている事業があるように誤読する書き方です。</p>	<p>本市は、国から示された「放課後子ども総合プラン」における一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室に該当する事業として、同一の小中学校内で、学校施設を活用して実施しています。よって活用している学校施設のひとつの例示として「体育館準備室等」と表記したのですが、誤読を招かないよう例示は省略し、「市内全小中学校に</p>	反映

		において、学校施設を活用して学童クラブ及び放課後子ども教室を実施しており」との表記に改めます。	
19	59ページ 事業概要に「働き家庭等の子ども」も含めた事業と書かれていますが、「働き家庭等の子ども」のために放課後子ども教室事業を行っているように誤読できます。「すべての子ども」のみの表記で十分だと思います。	「共働き家庭等の子ども」も含めた事業の表記については、学童クラブに在籍している児童についても放課後子ども教室に参加することが、放課後子ども総合プランの趣旨であるため、妥当なものと考えております。	反映しない
20	59ページ 「1～3年生の1/4も学童クラブの子どもたちが利用しているのは、税金の利用方法が偏っている」という世論を喚起することになり、学童クラブ費の値上げにつながる印象を一般市民に与える表現です。改善を求めます。	実績の表記については、本市では、国から示された「放課後こども総合プラン」における一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室として行っている実態から、放課後子ども教室への学童クラブの児童の参加状況を示すことが適切であると考えています。	反映しない
21	体育館準備室は厚生労働省の省令が示す面積の参酌基準に適合していません。小平市は、無期限に不適合状態を認める基準条例を策定しましたが、これは違憲ではないでしょうか。	待機児童対策として、基準条例上の専用区画の面積について経過措置を設け対応することといたしました。新設する学童クラブから遵守してまいります。	その他 (小平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に関するご意見)